有価証券時価情報

1.売買目的有価証券

(単位：百万円)

	2018年3月31日	2019年3月31日
	当期の損益に含まれた評価差額	当期の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	△0	0

2.満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	2018年3月31日			2019年3月31日		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社債	10,666	10,690	24	4,030	4,036	6
	小計	10,666	10,690	24	4,030	4,036	6
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	9,475	9,451	△23	16,954	16,915	△38
	小計	9,475	9,451	△23	16,954	16,915	△38
合計		20,142	20,142	0	20,985	20,952	△32

3.子会社株式及び関連会社株式等

時価のある子会社株式及び関連会社株式等は該当ありません。
なお、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	2018年3月31日	2019年3月31日
子会社株式	5,939	5,939
関連会社株式	41	41
組合出資金	254	595
合計	6,236	6,576

4.その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	2018年3月31日			2019年3月31日		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	57,179	22,326	34,853	33,805	13,141	20,663
	債券	416,789	408,716	8,072	440,503	432,541	7,961
	国債	165,943	161,826	4,117	118,895	115,361	3,534
	地方債	105,168	103,422	1,746	145,930	144,053	1,876
	社債	145,676	143,467	2,209	175,678	173,127	2,550
	その他	66,366	63,692	2,673	68,478	67,065	1,412
	小計	540,335	494,735	45,599	542,787	512,749	30,037
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	7,108	7,924	△815	10,839	13,283	△2,443
	債券	78,231	78,713	△481	8,411	8,441	△30
	国債	1,915	1,918	△3	—	—	—
	地方債	52,025	52,467	△441	3,769	3,792	△22
	社債	24,290	24,327	△36	4,641	4,649	△7
	その他	97,653	101,508	△3,854	76,017	77,859	△1,841
	小計	182,994	188,146	△5,151	95,268	99,583	△4,315
合計		723,329	682,882	40,447	638,055	612,332	25,722

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

(単位：百万円)

	2018年3月31日	2019年3月31日
株式	1,704	1,704
その他	843	982
合計	2,548	2,686

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5.当期中に売却した満期保有目的の債券

(単位：百万円)

		2017年度	2018年度
社債	売却原価	—	330
	売却額	—	333
	売却損益	—	3

6.当期中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

		2017年度	2018年度
その他有価証券	売却額	43,449	78,438
	売却益	1,932	9,025
	売却損	575	695

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券を含めて開示しております。

7.保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

8.減損処理を行った有価証券

<2017年度>

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当期における減損処理額は75百万円（うち、株式75百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、次のとおりであります。

ア　期末時価が帳簿価額の50%以上下落した場合

イ　期末時価が帳簿価額の30%以上50%未満下落し、かつ次のいずれかに該当する場合

①　時価が過去１年間にわたり帳簿価額の30%以上下落、又は格付の著しい低下

②　発行会社が債務超過

③　発行会社が２期連続の赤字決算

<2018年度>

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当期における減損処理額は614百万円（うち、株式614百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、次のとおりであります。

ア　期末時価が帳簿価額の50%以上下落した場合

イ　期末時価が帳簿価額の30%以上50%未満下落し、かつ次のいずれかに該当する場合

①　時価が過去１年間にわたり帳簿価額の30%以上下落、又は格付の著しい低下

②　発行会社が債務超過

③　発行会社が２期連続の赤字決算